

令和7年度 近畿農政局水土里の環境創造懇談会（第1回）
議事概要

1. 日 時 令和7年8月29日（金）14:15～16:00

2. 場 所 南紀用水土地改良区 会議室

3. 出席者

（近畿農政局水土里の環境創造懇談会委員）

兵庫県立大学自然・環境科学研究所 教授	石田 弘明
大阪公立大学大学院農学研究科 助教	工藤 庸介
神戸大学大学院農学研究科 教授	澤田 豊
ジャーナリスト	古谷 千絵
滋賀県立大学環境科学部 准教授	皆川 明子 ※

※ 皆川委員は8/29欠席のため別日に意見聴取

（近畿農政局）

農村振興部長、地方参事官、事業計画課長、南近畿土地改良調査管理事務所長

4. 議事概要

現地視察として、岩代揚水機場、島ノ瀬ダム（堆砂及び堤体）、辺川頭首工において整備概要の説明を行った。

懇談会では、「南紀用水二期地区」の環境配慮計画（案）について委員と意見交換を行った。

【主な意見】

○委員

農業水利施設を作るということは、地域住民（非農家）にも影響が及ぶことから事業に対して十分理解していただく必要があると思っている。

辺川頭首工には希少な魚類等がたくさん生息しているが、前歴事業（H28～R1）を実施しており、地域住民の感覚では、前歴事業から10年経過せずに、また辺川頭首工の工事を実施するのかわかれるのではないか。実際、前歴事業の着手前に本事業の生態系調査が行われるなど、重複している。これについてどのように考えているのか。

○農政局

辺川頭首工については、基本的に前歴事業とは異なる箇所を今回の事業で整備することとしており、また、事業実施期間の後半に実施する予定としている。今回の整備内容は、主に機械類の補修であるが、適時に整備を行うことで施設の長寿命化を図るものであり、全面的な改修を避けることで環境へのインパクトを抑える側面もある。

○委員

概要編 P35 で「地域住民の事業に対する理解と協力を得られる取組を推進」とあるが、P37 の環境配慮検討部会の構成には地域住民が入っていない。どのように地域住民の理解と協力を得るのか。地域住民はどのような方を対象と考えているのか。

○農政局

事業着手後に実施するモニタリングでは学校教育者等に協力を依頼するなど必要に応じて地元部会の構成を見直すことを考えている。また、地域住民や学校の生徒などと共に環境調査等を行うことで、環境に対する意識醸成を図るなど、教育と関連付けることにより、事業に対する理解と協力を得ていくことを考えている。

○委員

概要編 P7 : 文書に対応する写真がない。例えば、「天神崎」、鹿島の写実はあるがタブノキ林が分からない、神島の自然林の写真がない。

○農政局

ご指摘を踏まえ修正する。

○委員

概要編 P9 : タイトルが「都市農村交流、多面的機能を守る活動組織等の活動」とあるが、概要編では、施設管理者や観光活動のことだけで、タイトルと合っていない印象を受ける。本編の 13 ページでは多面的機能支払等の組織がまとめられているので、概要版でもこの取組状況の活動内容について記載した方がよいと思われる。

○農政局

ご指摘を踏まえ修正する。

○委員

概要編 P22：景観調査について、調査時期が R4 となっている施設があるが、他と調査時期（H30・R1）が離れているのは何か理由があるのか。

○農政局

東岩代揚水機場、東本庄揚水機場については、事業計画検討の途中段階において、整備対象施設に追加となったため、R4 年度に調査を行った。

○委員

概要編 P24：デザインコードの色の記載については修正した方がよい。本来は施設周辺の景観を構成する色について整理するが、ファームポンドそのものの色彩となっている。例えば、梅の花が咲いた時の紅白の色とか、この地域の印象的な山肌の色とか。

○農政局

ご指摘を踏まえ修正する。

○委員

概要編 P28：「修景・美化により調和させること」とあるが、調和の定義は難しい。施設の色彩については、景観計画に色彩基準が具体的に定められていればそれに合わせればよいが、本地区の場合、「周辺の景観と調和した色彩」というような表現になっている。また、計画段階では植栽などの美化要素を加えたりはしない。

このため、「必要に応じて修景・美化により周辺との統一感を持たせる」などと修正してはどうか。

○農政局

ご指摘を踏まえ修正する。

○委員

本編 P89：和歌山県屋外広告物条例への対応について、梅の花の絵のようなものは「広告」とみなされるのか。

○農政局

和歌山県によると、和歌山県野外広告物条例の内容は以下のとおりであり、「屋外広告物」とは、以下の4つの要件を全て満たすものが該当する。

- ① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の
工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

また、本地区の和歌山県屋外広告物条例への対応については、令和元年に和歌山県と協議した結果、広告の「禁止物件」に該当するためファームポンドに絵を描くことはできないが、国が整備する施設であるため、適用除外広告物として5㎡以下の表示面積であれば絵を描くことが可能であることを確認している。なお、揚水機場は「禁止物件」には該当しないことも確認している。

○委員

概要編 P33：色彩は景観アンケートにより決めているのか。アンケートでは対象者に対して配色の意図を伝えているのか。色だけ示して選択させる方法だときちんと理解されているか疑問を感じる。

○農政局

アンケートの目的と案の配色の意図をアンケートに記載しており、対象者には理解いただいた上で回答いただいていると考えている。

○委員

概要編 P33：揚水機場の整備イメージ図の案1は、「落ち着いた黄赤色」となっているが、写真では結構目立っているように見える。施工前に実際に色を塗った状態を見てもらって色を決めた方がよい。

○農政局

事業実施時に地元とも相談しながら検討したい。

○委員

概要編 P26：環境配慮の理念について、そもそも今回の事業が、すべての施設を作り直すような事業ではないため、あれもこれもっていう印象やイメージを与えてしまうので、本事業による環境配慮についてのみ焦点が当たるように、もっと端的にまとめた内容にした方がよい。

○農政局

ご指摘を踏まえ修正する。

○委員

概要編 P29：●●●については、上流側の適地へ移動するとあるが、場所は決まっているのか。

○農政局

上流側の移動候補地において、●●●の生息が確認された箇所を適地として選定している。

○委員

概要編 P31：上下流の適地とあるが、適地であることを調べて問題ないことを環境配慮計画に記載しておいた方がよい。

工事の際に生物が生息しているか確認すると思うが、工事施工業者はあまり詳しくないと思うので誰が見つかるのか。また、移動に際してどういう風に扱えばよいのかなど、専門家を入れて対策するようにしてもらいたい。

○農政局

工事实施前に専門知識を有したコンサル等と保全対象種を確認するとともに、移動候補地の中から適地の選定、移動を行うこととする。また、例えば、工事实施の際にはパンフレットなどの冊子を作成し、事前に施工業者に配布及び環境配慮方策を説明し、工事中に発見された場合には移動するなどの対策を行う。

○委員

概要編 P25：図の右側にある国 NT や県 DD などの分類はどういう意味か。

○農政局

本体資料の P33 にそれぞれ基準を整理している。例えば、国は環境省レッドリストのカテゴリー、県は和歌山県レッドデータブックのカテゴリーを示している。

○委員

概要編 P30：●●●の繁殖期の図には、敏感度が2つあるがどういうことか。

○農政局

生活サイクルは地域により 1～2 か月程度の差があり、個体差はあるものの、温暖な地域ほど繁殖期入り、産卵、育雛、幼鳥の巣立ち等が早い傾向があるた

め、その範囲を示している。

○委員

概要編 P30：施工機械は、低騒音、低振動型建設機械を使うことで環境に配慮することとしているが、そもそもそれ以外の機械があるのか。

○農政局

近年では低騒音、低振動型建設機械が主となっている。

○委員

概要編 P35：何年にどのような調査、工事を実施する計画であるか、というチャートがあると、配慮を実施すべき時期などを考えやすい。

○農政局

事業実施前に移動候補地の選定等に係るモニタリング計画の具体について検討を行う予定である。

○委員

浚渫された土砂について、現段階では下流への土砂還元は検討されていないということであり、みなべ町の海岸の砂浜は汀線後退量が大きくないようだが、もし事業期間中に必要が生じた場合には養浜等への土砂の活用をご検討いただくのも良いのではないか。

○農政局

御意見を踏まえ、事業期間中に下流への土砂還元の必要や要望等が生じた場合は、関係機関と調整の上検討を行う。

○委員

概要編 P29：●●●の移動候補地が堆砂対策範囲に隣接しており、移動候補地から再び工事範囲に移動できてしまうようにも見える。適切な移動候補地をどのように探し、移動させるのかについても、具体的に記述しておいていただきたい。

○農政局

移動候補地における●●●確認地点をプロットするとともに、「具体的な移動先は工事実施前の調査時に現地を確認した上で決定する。」と追記する。な

お、事業実施前に移動候補地の選定等に係るモニタリングの具体について検討を行う予定である。

○委員

概要編 P36：地域づくりの取組について、小学生による島ノ瀬ダムの見学会を継続していただくとともに、ダム以外の水利施設についても理解を深めていただけるよう、一連の水利施設を通した水の流れ、各施設の役割を学ぶことができるような機会をご検討いただきたい。

○農政局

事業着手後、関係機関、多面的機能支払活動組織、学校などと連携し、農業水利施設が有する機能や施設管理者が果たす役割について地域住民に情報発信できるような取組を進める。

以上